

区役所事務と外国人

——そのかかわり合いとそこに
ひそむもの——

河原英夫

1 ————— はじめに

過般外国人登録事務関係の会議の席上、ある市の市民課長から「外国人は市民であろうか。」という疑問が提起された。その論拠とするところは、「選挙関係を除いては、①毎月の人口統計に外国人の数が加えられていること、②印鑑の登録もできること、③国民健康保険にも加入できること、④税金も日本人と同じように納めていること等日本人と同等に取扱われていることからして、“市民”と考えても問題はなからう。」という見解が大勢を占めていた。その時わたしは明確な結論を下し得なかったが、あとになって区役所の事務と外国人との関係をより深く掘下げてみることは、外国人の市民生活における位置づけをする上で、なにか役に立つのではあるまいかと考え及んだことが、この小論を書くきっかけとなったのである。以下、区役所〈福祉事務所および保健所を含む〉の事務の中で外国人とのかかわり合いをどの程度持っているのか、またこれらの周辺にどのような問題がひそんでいるのかを問題提起を含めて述べてみたい。

2 ————— 区役所所管事務

1・区長室〈区民相談室〉

〈要望、陳情、相談〉朝鮮総連から国保加入につ

いて提出された請願が、議会で審議されたように、外国人の市政に関する要望、陳情の受付処理は当然行われるし、外国人の相談にも当然応じることになる。

〈広報〉外国人への市政に関する広報のうち広報よこはまの配布は、自治会町内会〈以下「住民組織」という。〉を通じて行われるので、外国人が、これらの住民組織に入っているか否かによって異ってくる。テレビ、ラジオ、新聞等による広報は日本人と変りない。

〈人生記念樹〉人生の思い出を残すこと、緑化の推進をはかることを目的とした人生記念樹の申込については、日本人と外国人との区別をしていない。

〈勤労者生活資金の貸付〉申込資格さえ整えば、日本人、外国人を問わず3万円まで貸付けられる。

2・庶務課

〈自動車の臨時運行許可〉通常外国人が自動車を所有する場合、道路運送車両法が適用され、自動車の登録を受けねばならないが、登録を受けていない自動車を臨時運行する場合、外国人も日本人と同じく区長の許可〈通称仮ナンバー〉を受けねばならない。

〈道路占用許可申請〉区役所では道路占用許可申請書の受付事務について単なる用紙の交付程度に止まっているが、道路占用については道路法に基づく横浜市道路占用料条例及び横浜市道路占用規則の許可基準に抵触しなければ外国人も道路占用ができる。

〈選挙〉日本国憲法では公務員を選定するのは国民固有の権利であるとしており、これを受けた公職選挙法は国会議員、地方公共団体の議長及び長の選挙権及び被選挙権を有する者は日本国民で一定の要件を具備しておらねばならないことを規定している。日本国憲法が国民主権を掲げている以上当

然であり、選挙については外国人の関与する余地はない。

〈統計〉国の指定統計たる国勢調査^{しゅうかい}〈悉皆調査=該当全部を調査する方法〉、工業統計調査〈悉皆〉、事業所統計調査〈悉皆〉、商業調査〈悉皆〉、住宅統計調査〈抽出〉については、外国人及び外国人の経営する企業もその対象となる。学校基本調査には、例えば神奈川県朝陽学園中高級学校等もその対象とされる。県委託統計調査の主なものとして毎月行われている人口統計調査があるが、これは常住人口を調査するもので、住民基本台帳人口と外国人登録数とを合算したものと考えればよい。この数は5年ごとに行われる国勢調査で修正されるもので、国連の世界人口センサスにもつながりを持っている。

〈公会堂の使用〉公会堂の使用については、横浜市公会堂条例で規定する「公安又は風俗を害するおそれがあるとき」等使用許可基準に抵触する場合を除くほか、公会堂の使用について外国人を制限することはしない。

3・市民課

〈交通災害共済〉交通事故により災害を受けた者を救済するための交通災害共済についても横浜市交通災害共済条例に、「外国人登録をしている者」は共済に加入できていることになっている。災害共済に加入している外国人が死亡し、または傷害を受けた場合、遺族または加入者は共済見舞金の支給を受けられる。

〈児童手当〉家庭における生活の安定に寄与するとともに次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資する目的で支給される児童手当については、児童手当法で支給要件として「日本国民であり、かつ日本国内に住所を有するときに支給する。」とされているので、外国人は児童手当支給の対象外である。

〈住民組織の連絡及び振興〉住民組織は地域住民

の福祉増進と親睦を目的としたものであるが、一方住民と行政機関とをつなぐパイプの役割をも果している。この住民組織関係事務として、市民課が行っているものがいわゆる“団体事務”である。すなわち①連合自治会・町内会長会議の開催②防犯灯事業の助成等の地域振興協力費の配付、③自治会・町内会、連合町内会状況調査、④住民組織台帳の整理、自治会・町内会長研修会の開催等である。従って外国人とのかかわり合いは、団体自体を対象としている関係上現実にはほとんどない。しかし外国人が住民組織にどのような関係を持っているかということを取上げれば、外国人は住民組織にかかわり合いがあるといわねばならない。例えば外国人が住民組織に加入することは規約上制限がない限り、自由にできる。選ばれば役員に就任することもできよう。また現実にも可能かどうかは別として、外国人だけで住民組織をつくり、連合町内会に加入を申入れた場合、偏った組織でない限り断わるわけにはいかないだろう。外国人がつくった住民組織が、実質的にも形式的にも住民組織としての形が整うものならば、市民課としても当然かかわり合いを持たざるを得ないだろう。

〈消費対策〉区で行っている消費対策の事務事業には、①区消費対策協議会の運営、②消費者の集いの開催、③消費生活モニターの推せん、④奥様消費者大学〈神奈川区のみ〉等がある。また消費者対策協議会運営の一環として対策委員が中心となって開催する地域消費者懇談会がある。これらと外国人との関係をみると、これらは婦人会及び各地域の代表者が中心となって運営され、参加者も限られてしまう現状では、外国人との関係は非常に薄いといわざるを得まい。ただ“奥様消費大学”のように不特定多数を受講させるような場合は、外国人も自由に参加できる機会はある。

〈社会体育〉社会体育関係事業として、①区民野

球大会、②少年サッカー大会、少女バレー大会、③ママさんバレー大会、④区民庭球大会、⑤卓球大会、⑥区民柔道、剣道大会の開催等があるが、これら区体育協会、区体育指導委員連絡協議会と区との共催で行われ、主として体育振興に関心を持っている各地域の代表者たる体育指導員が中心となって運営されている。これらの大会に外国人が個人的に参加し得るかどうかは、地域住民の意識の問題となろう。また外国人に団体で参加を申し入れられた場合、その団体の性格が問題となる。

〈社会教育〉社会教育関係の事業として、①婦人学級、②市民大学講座、③放送カレッジの開催等が挙げられる。外国人とのかかわり合いであるが、婦人学級は地域婦人会と区との共催であるため、外国人が地域婦人会とどの程度関係があるかによって、婦人学級に参加できるかどうかきまる。市民大学講座〈これは神奈川区の名称で、他区では成人学級、青少年セミナー、教養講座等を開催〉、放送カレッジ〈NHK教育テレビの講座を利用しての学習。現在神奈川区のみ〉は区が自主的に行っており、外国人も参加できる。

〈青少年対策〉青少年対策事業として、①青少年図書館、②子供の遊び場、③ちびっこプールの運営等があるが、これらの施設は各地域の管理運営委員会に委託して運営されているが、外国人もこれらの施設を自由に利用できる。

4・保険年金課

〈国民年金〉社会保障制度の一環としての国民年金は老齢・廃疾、死亡により国民生活の安定がそこなわれることを、国民の共同連帯によって防止しようとする制度で、国民年金法に基くものである。国民年金法では、日本国民を被保険者として規定していることから、外国人は国民年金の被保険者となり得ない。

〈老人医療〉老人福祉の増進をはかることを目的

としたいわゆる“老人医療の無料化”についても、横浜市老人医療の援助に関する条例により該当者は国民年金のうちの福祉年金〈無拠出〉の受給権者としているため、現在のところ外国人には関係はない。

〈国民健康保険〉社会保障と国民保険の向上に寄与することを目的とした国民健康保険は従来協定永住許可を得た韓国人〈日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理法に基き許可された者〉だけが日本人とみなされ、国民健康保険に加入できることとなっていたが、国民健康保険法に基く横浜市国民健康保険条例の改正により、昭和47年4月1日から「外国人登録法の規定により登録されている外国人」は被保険者となることができるようになった。

5・戸籍課

〈戸籍〉夫婦、親子等人の身分関係を記録した公正証書である戸籍と外国人とのかかわり合いについては、特に明文はないが、法例、戸籍法、同法施行規則の規定で、間接的に日本国内で生じた身分関係に関する事項については属地主義をとり、外国人にも戸籍法が適用されることになっている。すなわち出生、死亡等戸籍法が報告的届出〈既成事実について報告的に届出るもの〉と定めている事項が外国人に生じた場合には届出がなされなければならない。また婚姻、養子縁組、認知等創設的届出〈届出によって効果を生ずる事項〉については、効力の発生を欲すると否とは本人の自由意思に委されるべき性質のものであるから届出は強制されないが、外国人も戸籍法の定めるところにより区長に届出をすることができる。外国人については戸籍の編製、記載はなされない〈戸籍は国籍証明ともなる。〉。

〈火埋葬許可〉外国人の死亡届に関連して、墓地・埋葬に関する法律に基く死体の火埋葬の許可

の問題があるが、外国人も許可を受けられる。外国人が日本で死亡した場合、特別な場合を除いては、死体を本国に送ることはせず、日本で火葬するのが実情となっている。

〈住民登録〉地方自治法の規定により、市町村の区域内に住所を有する者はその住民とされ、外国人も住民に含まれるが、住民の居住関係の公証を目的の一つとしている。住民基本台帳法において日本国籍を有しない者、すなわち外国人は住民基本台帳の適用を除外されているので、住民登録はされないことになる。

〈外国人登録〉外国人にもっとも関係の深い法律に外国人登録法がある。これは外国人の居住関係及び身分関係を明確にさせ、在日外国人の公正な管理に資することを目的とするものである。ここでいう外国人とは、日本国籍を有しない者のうち、出入国管理令の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可等を受けた者以外の者である。従って外国人登録の対象者で外国人登録がなされていない者は、不法入国者か不法残留者である。この小論で取上げている外国人とはすべて外国人登録を受けている者を指しているのである。

〈印鑑登録〉外国人の印鑑登録については、横浜市印鑑条例によって外国人登録されている者は印鑑登録することができることになっている。登録に関する手続は日本人とまったく同じである。

〈米穀の配給〉米穀のダブつきによって、自由販売であるかのように受取られているが、食糧管理法により米の配給制度は維持されているのである。外国人も米穀購入通帳の交付を受け、米穀の配給を受けることができる。また外国人は米飯提供業者〈食堂、飲食店等米飯の提供業者〉は勿論、一定の条件さえ整えられれば米穀の小売販売業者になることも可能である。

〈就学〉就学に関しては、在日韓国人の法的地位

及び待遇に関する日韓協定により生活保護及び国民健康保険に関する事項とともに日本政府は永住許可を受けている者について妥当な考慮を払うことになっている。これら永住許可を受けている者だけでなく、一般の外国人も学校教育法及び同施行規則を遵守することを条件に「外国人就学願」を提出し、許可されれば小・中学校に入学し、日本人と同様の教育を受けられる。

6・課税課

〈市税〉市税について外国人も日本人同様の取扱いを受けている。すなわち地方税法であげている普通税〈市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ消費税、電気ガス税、商品切手税〉及び目的税〈入湯税、都市計画税〉ともに賦課される。例えば、昭和46年度横浜市市税収入のうち48%を占めている市民税については、原則として横浜市に住所を有する外国人は均等割、所得割で市民税が課せられる。賦課期日が毎年1月1日であるので、1月1日にその区に住所を有していれば、所得がなくても均等割は課せられる。また外国人が土地、家屋を所有していれば、固定資産税が課せられ、たばこを吸えばたばこ消費税が課せられる。しかし外国人の場合、日本人のように適確に課税対象を把握できないのが現状のようである。

7・納税課

〈滞納処分〉外国人に賦課された市税について、納期内に納めないときには一定の割合で延滞金が課せられ、また滞納処分として財産を差押え、これを公売することができる。一方外国人が課税や差押等について不服があるときは、上級官庁たる市長に対し行政不服審査法に基き60日以内に文書で審査請求できる。この不服申立に対し、市長が出された回答に不満のときは裁判所に提訴できる。外国人の納税者に対する権利保護は日本人とまったく同じである。

1・福祉事務所

＜生活保護＞生活保護法では「国が生活に困窮するすべての国民に対し、……」と規定されており、外国人はこの法律の適用外とされているが、昭和29年に出された厚生省社会局長通知による生活に困窮する外国人にも当分の間一般国民に準じて取扱うことになった。従って①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助、⑤出産扶助、⑥生業扶助、⑦葬祭扶助を日本人並みに受けることができる。

＜児童福祉＞福祉事務所長が措置権を有する児童福祉法の①経済困窮者に対する助産施設への入所、②母子寮への収容、③乳児、幼児の保育所への入所については外国人もその対象とされている。

＜身体障害者福祉＞身体障害者福祉法に基づく診査、更生相談、医療保健施設への紹介等についても外国人はこれを受けることができる。

＜老人福祉＞老人福祉法に基づく65才以上の者に対する老人ホームへの収容等の措置を、外国人も受けることができる。

2・保健所

＜衛生統計＞衛生活動の実績をまとめた衛生統計資料の中には、外国人も含まれている。また人口動態調査令に基づく人口動態統計調査は戸籍の届出書＜死産を除く。＞により出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき統計調査を行うので、当然外国人も含まれている。＜この調査の基礎になる、人口動態調査票は戸籍課で作成される。＞。

＜医務薬事＞医療法に基づく、病院、診療所及び助産所への立入り、構造設備、帳簿書類の検査を医療視員が行うが、外国人が病院の開設者、管理者であれば当然その対象となる。

＜母子健康手帳の交付＞母子保健法に基づく、妊産婦や乳幼児の健康状態、発育過程が記録される母

子健康手帳も所定の手続さえとれば、外国人にも交付される。

＜生活環境＞伝染病予防法に基づく、ネズミ族、衛生昆虫＜ハエ、蚊等＞の駆除のための薬品を配布する等生活環境の改善につとめているが、外国人もその対象となる。

＜食品衛生＞飲食店営業、喫茶店営業、食品製造業、食品販売業等食品衛生法の適用を受ける業種を営もうとする外国人は保健所の許可が必要であるし、またこれらの営業をする外国人に対しては報告を求めたり、食品衛生監視員の検査、営業食品の収去等が行われる。

＜環境衛生＞公衆浴場＜サウナ、トルコを含む。＞理容所、美容院、旅館、映画館、クリーニング所を営業しようとする外国人は、公衆浴場法等の法律により、営業の許可を受けねばならないし、これらの営業者は報告を求められ、或は環境衛生監視員の立入検査に応じなければならない。

＜狂犬病予防・畜犬取締＞狂犬病予防法による予防注射、横浜市犬取締条例による畜犬取締について飼主である外国人も適用される。

＜住民検診＞一般市民を対象に無料集団健康診断を行っているが、外国人も受診できる。また胃の集団検診も受けられる。

＜母性及び乳幼児の保健指導＞母子保健法に基づく、妊婦、幼児、の保健指導、健康診査並びに3歳児の健康診査を外国人も受けることができる。

4———外国人の位置づけ

以上区役所、福祉事務所及び保健所の事務と外国人とのかわり合いについて述べてみたが、特定な事務を除いてはほとんどが、外国人と関連を持っていることが明らかになった。これを市政全般について推しはかっても、同じことがいえるものとする。それならば、はじめに述べた外国人の

市民生活における位置づけはどうか。

われわれは住民すなわち市民という形で理解しているのが、通常のものである。住民と市民とを区別する論もあるようであるが、このような高度の定義づけをするより、一般に理解されているようなごく素朴な形でとらえるのが、より現実合っているように思える。すなわち、一定の地域社会の住民で、その地域に何らかの影響を与え得る可能性を持っている者を市民とするならば、市政とのかかわり合いが日本人とほとんど同じであることから、外国人も市民と考えることが妥当である〈あえて区別するならば“準市民”とすべきであろう。〉。

5——外国人の在留状況

横浜市には、どの程度の外国人が在留しているのであろうか〈別表「外国人登録国籍別人員数調」参照〉。

外国人数は、昭和47年4月末で約2万1千人弱で、住民基本台帳人口240万弱に対し0.9%弱であり、その関連する国数は61か国に及んでいる。外国人のうち朝鮮・韓国籍〈外国人登録を実施した当初すべて国籍は朝鮮であった等のいきさつから登録上の国籍は必ずしも実際の国籍を示していない。〉を有する者が55.6%を占めている。外国人の数を各区別にみると、中区が最も多く、8,188人、中区の住民基本台帳人口の6.5%を占めており、中国人〈中国人の場合台湾と中国本土との区別はされていない。〉が、外国人の46.4%を占めているのが特徴的である。また昭和46年7月末の統計によると、神奈川県において、外国人登録数40,109人に対し、朝鮮・韓国籍保有者27,987人で67%を占め、これを全国数でみると、外国人登録数712,383人に対し、朝鮮・韓国籍保

有者は618,950人で87%を占めている。

外国人の数からみた場合、その占める割合は問題とするほどのことはないかも知れないが、必ずしもそういい切れない面がある。すなわち、全体に対する量的な面もさることながら、特定地域への集中度も問題になろう。たとえば、鶴見区小野町及び鶴見町の朝鮮・韓国系集団居住地域、中区山下町の中華街、南区中村町の朝鮮・韓国系集団居住地域については、あとに述べるような問題がある。

6——外国人と住民組織とのつながり

外国人と地域住民とのつながりを考える場合、住民組織との関連においてとらえることが一つの目安となるのではないか。このようなことから外国人が住民組織とどの程度のかかわり合いを持っているかについて調べた結果を述べてみよう。

1・分散居住している場合

事業を営んでいる等経済的に余裕のある外国人は、住民組織に加入している。通常の住民組織活動のワクの中で、たとえば広報よこはまの配付を受ける等市政に関する情報を知ることができ、一般市民と同じ取扱いを受けることになる。住民組織に加入していない外国人については、新聞、ポスター、テレビ等に頼るほかは、市政に関する情報の提供は受けられない。いづれにしても、外国人の実態が把握されていないので、これ以上は推測の域を出ない。

2・集団居住している場合

さきに挙げたように、鶴見区、中区、南区には外国人の集団居住地域が存在している。すなわち、鶴見区小野町及び鶴見町には朝鮮・韓国系約170世帯が居住し、中区山下町には中国人約3千人余が居住し、南区中村町には朝鮮・韓国系約450人が

別表一—外国人登録国籍別人員数調<昭47. 4.30現在>

区 別	(A) 住民基本台帳人口		(B) 外国人登録数										対 比 <B/A>	関係国籍 <無国籍を 除く>
			朝鮮・韓国		中国		米国		英国		内 別 記			
			オランダ	ドイツ	オランダ	スイス	その他	無国籍						
横 浜 市	2,398,713	20,903	11,642	5,630	1,667	411	169	130	115	1,038	101	61	0.87%	61
鶴 見 区	252,313	2,772	2,305	366	35	4	2	3	1	50	6	19	1.09	19
神 奈 川 区	209,006	1,679	1,303	252	76	13	4	—	—	25	6	20	0.80	20
西 区	95,277	990	739	186	45	1	1	—	—	15	3	11	1.04	11
中 区	126,053	8,188	1,906	3,799	1,077	350	135	121	112	651	37	42	6.49	42
南 区	194,257	1,886	1,441	287	94	11	6	—	—	42	5	26	0.97	26
港 南 区	118,176	491	402	51	14	3	—	—	—	15	6	11	0.42	11
保 土 ヶ 谷 区	175,508	810	636	89	44	3	6	—	—	23	9	17	0.46	17
旭 区	180,945	364	256	34	61	4	—	—	—	7	2	9	0.20	9
颯 子 区	135,231	829	474	201	40	9	—	1	1	101	2	27	0.61	27
金 沢 区	117,233	578	473	48	43	1	1	2	—	6	4	11	0.49	11
港 北 区	246,278	1,122	829	179	49	5	3	—	—	43	14	21	0.46	21
緑 区	184,037	272	172	41	32	2	4	1	—	18	2	17	0.15	17
戸 塚 区	280,965	747	590	56	49	5	7	2	1	33	2	24	0.27	24
榎 谷 区	83,434	175	116	39	8	—	—	—	—	9	3	6	0.21	6

◎「その他」の国別内訳 < >内の数字はその国の国籍を有する外国人の数。ただし、10人未満は省略。

フィリピン<82>、ブラジル<78>、フランス<59>、ノールウェー<59>、ポルトガル<59>、カナダ<53>、ギリシャ<52>、オーストラリア<51>、デンマーク<46>、スウェーデン<41>、パキスタン<38>、イタリア<34>、メキシコ<30>、インドネシア<26>、ベルギー<25>、ニュージーランド<22>、タイ<22>、トルコ<22>、マレーシア<21>、スペイン<21>、シンガポール<19>、ソヴィエト連邦<15>、ビルマ<13>、アイルランド<11>、イスラエル<11>、アルゼンチン<11>、オーストリア、ボリヴァリア、セイロン、エロンビア、チエコスロヴァキア、フィンランド、ハンガリー、ケニア、パナマ、ペルー、ポーランド、南アフリカ、ヴェネズエラ、ヴェトナム、グアテマラ、ブルガリア、アルジェリア、アイスランド、ネパール、エルサルバドル、トリニダット、スーダン、ナイジェリア、エクアドル、イラン、ホンジュラス、ラオス

居住している。山下町の中華街を除く他の集団居住地域では、居住者は住民組織に加わっていない。中華街を除くこれらの地域についての実態はまったくわかっていないのが現実である。中華街については、約330世帯が山下町町内会<山下町全域>に加入し、町内会活動に協力している。広報よこはまも当然配布されている。この中華街について、直接町内会と関係があることではないが、現在中華街のメインストリートに歩道を設ける計画をたて実施することになっているが、これに対し関係中国人が非常に協力的であるといわれている。なお、他市の例であるが、川崎市川崎区の桜本地域については、住民組織の構成員のうち90%が朝鮮人であるということである。

7——外国人の市政にかかわる問題点

区役所のほとんどの部門で<市と置きかえても間違いはなかろう。>、外国人とのかかわりを持っているにもかかわらず、必要に迫られない限り、外国人も対象であるという認識のもとに行政が執行されていないのが実情ではあるまいか。その原因として、①行政執行上外国人の数が問題となるほどの影響力をもっていないこと。②いままでの行政が外国人を市民の一員と考えてのものでなくそれが惰性となって引継がれていること。③解決せねばならないぼう大な都市問題を抱えている現状では、外国人にまで行政上の施策が行き届かないこと等が考えられる。他面①国家の形成過程の相違、②国民性の相違、③国家間の政治的立場の相違<特に大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との場合はその影響するところが大きい。>、④風俗習慣の相違等により根本的な原因が市政とのつながりを稀薄にさせているものと考えられる。しかし市民が住みよい都市づくりを志向し、これ

に参画すると同じように、外国人の市民参加も考えられてよいのではなかろうか。<大阪市生野区では昭和46年10月末で住民基本台帳登録人口約18万2千人に対し、外国人は約4万人で22%強を占めている。この場合外国人を市民の中に組み入れて市政の担い手となってもらうわけにはいかないだろう。>。都市における住民と地域社会とのつながりは極めて薄くなってきており、いかにして市民の行政への関心度を高め、市民参加を実現させるかは、コミュニティの問題を含め大きな課題となっている。まして外国人にも市民としての自覚と意識を持たせ、市民としての役割を果させるためには非常に困難な問題が山積しているが、何らかの手を打つことが必要ではなかろうか。行政を執行する側の態度としてはできることから積み重ねるという地道な努力が必要となる。

8——おわりに

今後、日中、日ソの国交回復の実現等国際交流が盛んになれば、ますます在留外国人の数は増加するであろうし、それに伴って“市民としての外国人”について、問われる時期がくるのではあるまいか。おこがましい云い方であるが、この拙い小論が何らかの意味で些かでも、お役に立てば望外の喜びとするものである。何分にも仕事の合間をみてまとめたものであるから、考え方、表現も未熟であり、誤りや偏りや、説明不足の箇所が多いのではないかと反省している。なおこの小論を書くに当って、関係ある方々から事務事業の内容等につき懇切に教えていただいた。誌上をお借りしてお礼申上げるものである。

<昭和47年8月20日>

<神奈川県役所戸籍課長>